

平成24年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[民事訴訟法]

次の事例を読んで、設問(1)から(3)に答えなさい。

X（千葉県在住）が自動車を埼玉県内の国道上直進させていたところ、反対車線を走行していた**Y**（群馬県在住）運転に係る自動車が右折しようとしたため、両車両が衝突した。本件衝突事故により、両車両とも大破し、**X****Y**はいずれも重傷を負った。

Xは、**Y**との間で、本件衝突事故に係る損害の賠償につき交渉を試み、その交渉は半年間にわたったが、過失割合も含め交渉は決裂した。

以下の設問は、それぞれ独立したものとして答えなさい。

- (1) 交渉決裂後、**X****Y**との間で何らかの連絡が取られることもなく、さらに半年が経過しようとしたころ、**Y**が**X**を相手どって本件衝突事故に係る損害賠償債務不存在確認の前訴を千葉地方裁判所に提起した。前訴において、口頭弁論期日1回、弁論準備手続期日3回を経た段階で、**X**が**Y**を相手どって本件衝突事故に係る損害賠償請求の後訴を前橋地方裁判所に提起した。

Xの後訴は適法であろうか。

- (2) 交渉決裂後、**X**は、**Y**を相手どり、本件衝突事故に係る損害賠償請求の前訴を千葉地方裁判所に提起した。これに対して、**Y**も、**X**を相手どって、本件衝突事故に係る損害賠償請求の後訴を千葉地方裁判所に提起した。

Yの後訴は適法であろうか。

- (3) 交渉決裂後、**X**は、**Y**を相手どり、本件衝突事故によりみずからが被った損害は2000万円であるが、その一部である1600万円の支払を求めるものであることを明示して、損害賠償請求の訴えを千葉地方裁判所に提起した。

裁判所は、**X**主張のとおり、本件衝突事故により2000万円の損害を被ったものと認定したものの、本件衝突事故の過失割合につき**X**20%、**Y**80%との心証を得た場合、**X**の請求認容額をいくらにすべきであろうか。

【100点】